

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

- 手数料条例施行規則の一部を改正する規則 (財政課) 一
- 有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 一
- 令和二年宮城県告示第九百三十九号(優良品種の指定)の一部を改正する告示 (みやぎ米推進課) 二
- 都市計画事業の事業計画変更の認可 (都市計画課) 三
- 土地区画整理組合の理事についての届出 (同) 三
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (同) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (行政経営推進課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (同) 四
- 選挙管理委員会 (選挙管理委員会) 四
- 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正 (同) 六
- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 (同) 六
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 (同) 七
- 住民監査請求に係る監査請求の公表 (監査委員) 七
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則 (公安委員会) 七

規 則

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則(平成十二年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「三十五歳未満」を「二十五歳未満であり、かつ、受検を申請する日において雇用保

険法(昭和四十九年法律第十六号)第四条第一項に規定する被保険者」に改める。

附則第七項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第七項の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百二十九号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを

を青少年に有害な図書類として指定する。

令和四年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑 誌	mini SUGAR 2022年3月号 18425103	株式会社秋水社
二	雑 誌	麗人 3月号 2022 0961313	株式会社竹書房
三	書 籍	芸能お宝最新特報BUZOOOON!!! VOL.4 ISBN9781418921216571	株式会社インテルフイン

九	八	七	六	五	四
書	雑	雑	雑	雑	雑
籍	誌	誌	誌	誌	誌
0	裏モノJAPAN 2022 4 人殺し大百科第3版 ISBN9781417817102491	まんが2022年業界最初の悪特盛 53456118	実話ナックルズGOLD Vol. 24 68545199	EX特ダネNG SHOT 第26号 0196813	臨時増刊ラヴァーズ VOL. 24 68546125
	株式会社鉄人社	株式会社コアマガジン	株式会社大洋図書	株式会社インテルフイ ン	株式会社大洋図書
	株式会社データハウス				

二 指定理由

図書類の内容が、一から六の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、七及び八の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発し、九の図書類にあつては、甚だしく残忍性を有し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第百三十号

令和二年宮城県告示第九百三十九号（優良品種の指定）の一部を次のように改正し、令和四年三月十一日から施行する。

令和四年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三の表中

七・二八	一〇・一六	を	七・三二	一〇・二五	に、
------	-------	---	------	-------	----

七九	三・六	六五	を	七七	四・四	四九	に、
----	-----	----	---	----	-----	----	----

七・二九	一〇・二四	を	七・三二	一一・二	に、
------	-------	---	------	------	----

一〇四	五・五	四〇	に、					
八・四	一一・八	に、	一一四	四・六	五五	を		
四・一	六一	を	五・一	四六	に、	八・二	一〇・三二	を

改める。

○宮城県告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

令和四年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・二・二号門脇流留線

二 施行者の名称

宮城県

三 事業施行期間

「平成二十七年三月二十五日から令和四年三月三十一日まで」を「平成二十七年三月二十五日から令和四年九月三十日まで」に変更された。

四 事業地

1 収用の部分

かきぬさや	刈系五〇八号 刈交〇四五九F	平一八	七・二五	一〇・一六	中間型	難	中	白	七六	四・九	七二	黄白	黄	球	中の上	山間高冷 地を除く 県下一円	中生の晩、中の小粒、 耐倒伏性中、ダイズモ ザイクウイルス抵抗性 強、紫斑病抵抗性やや 強、リボキシンゲナ ゼ、グルーブアセチ ルサポニン欠失
-------	-------------------	-----	------	-------	-----	---	---	---	----	-----	----	----	---	---	-----	----------------------	---

を

かきぬさや	刈系五〇八号 刈交〇四五九F	平一八	七・二五	一〇・一六	中間型	難	中	白	七六	四・九	七二	黄白	黄	球	中の上	山間高冷 地を除く 県下一円	中生の晩、中の小粒、 耐倒伏性中、ダイズモ ザイクウイルス抵抗性 強、紫斑病抵抗性やや 強、リボキシンゲナ ゼ、グルーブアセチ ルサポニン欠失
りすずみの	東山一九九号 東山系X九八五	令和四	七・三一	一〇・三〇	中間型	難	中	白	八五	四・五	四八	黄	黄	偏球	中の上	山間高冷 地を除く 県下一円	中生の晩、中の小粒、 耐倒伏性強、ダイズモ ザイクウイルス抵抗性 強、紫斑病抵抗性やや 強、リボキシンゲナ ゼ、グルーブアセチ ルサポニン欠失

に

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第百三十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

令和四年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

名取市飯野坂東部土地区画整理組合

二 事務所の所在地

名取市増田二丁目二番二十号

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所

中 澤 捷 偉 名取市飯野坂六丁目六番九号

佐々木 範 明 名取市飯野坂六丁目二番十一号

○宮城県告示第百三十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

令和四年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大和町杜の丘北部土地区画整理組合

二 事務所の所在地

黒川郡大和町杜の丘二丁目一番地七

三 設立認可の年月日

令和二年七月三十一日

四 変更認可の年月日

令和四年三月四日

公 告

○令和四年一月二十一日付けで公告した次の政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る一般競争入札を中止する。

令和四年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札を中止する事項

1 調達案件及び数量 自動車賃貸借 二十三台

2 履行期間 令和四年八月一日から令和九年五月三十一日まで

3 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎

二 入札を中止する理由

入札が適正に行われないおそれがあるため。

三 その他

この入札中止の公告の内容についての問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県総務部行政経営推進課働き方改革推進班（担当 石黒 電話〇二二二二二二二二二二二二〇四）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年三月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 自動車賃貸借 二十三台

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和四年八月一日から令和九年五月三十一日まで

4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴行団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 当該物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三三五）へ令和四年三月十四日（月）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県総務部行政経営推進課働き方改革推進班（担当 石黒 電話〇二二一二一一二二〇四）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年三月十四日（月）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年三月十六日（水）午前九時から令和四年三月十八日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年三月十八日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 令和四年三月二十三日（水）午前九時から令和四年三月二十五日（金）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
イ 日時 令和四年三月二十五日（金）午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所
令和四年三月二十八日（月）午前十時
宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十七階 外部監査入室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（令和三年宮城県規則第百十一号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった場合の取扱いについては契約書（案）に示すとおりとする。
9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Leasing of automobiles (23 vehicles)

2 Contract Period : From August 1, 2022 to May 31, 2027

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building (3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture)

4 Deadline and Place for Bid Submission (in person) : March 28, 2022 (Mon), 10 : 00 am. Office of the External Auditor, Miyagi Prefectural Government Building, 17th Floor

5 Deadline for Bid Submission (by mail) : March 25, 2022 (Fri), 5 : 00 pm.

6 Time and Place for Bid Selection : March 28, 2022 (Mon), 10 : 00 am. Office of the External

Auditor, Miyagi Prefectural Government Building, 17th Floor
7 Contact Information : Ayako Ishikuro Work Style Reform Section, Administrative Reform Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan Tel: 022-211-2204

選挙管理委員会

○宮選管告示第十五号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和四年三月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

大崎市鹿島台中志田集会所の項の次に次のように加える。

同 市古川七日町一一番一号

○宮選管告示第十六号

令和四年三月一日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年三月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三八、五〇二

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四〇、六三七
三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八二、四一六	岩沼選挙区	一一、一七四
宮城野選挙区	五三、三八九	登米選挙区	二一、八五四
若林選挙区	三八、六九六	栗原選挙区	一八、八二〇
太白選挙区	六五、四七一	東松島選挙区	一一、一一九
泉選挙区	五九、八四一	大崎選挙区	三五、九八七
石巻・牡鹿選挙区	四一、六五一	富谷・黒川選挙区	二五、五一〇
塩釜選挙区	一五、二八三	柴田選挙区	二二、七五六
気仙沼・本吉選挙区	二一、二二五	亘理選挙区	一三、〇四四
白石・刈田選挙区	一三、一四三	宮城選挙区	一三、八八六
名取選挙区	二一、六二八	加美選挙区	八、二三二
角田・伊具選挙区	一一、六八七	遠田選挙区	一一、三一九
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、五七二		

○高選管告示第十七号
令和四年三月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八條第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年三月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三四〇、六三七

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果(令和4年3月3日付けで請求人に通知)を別冊のとおり公表する。

令和4年3月11日

宮城県監査委員 高 橋 伸 二
宮城県監査委員 渡 辺 忠 祝

公 安 委 員 会

宮城県監査委員 成 田 由 加里
宮城県監査委員 吉 田 計

○宮城県公安委員会規則第3号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和4年3月11日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成22年宮城県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第5条中「銃砲刀剣類の」を「銃砲等又は刀剣類の」に、「けん銃部品」を「拳銃部品」に、「第11条第7項」を「第11条第8項」に、「第11条第8項」を「第11条第9項」に改める。

第8条中「及び第10条の8第2項」を「、第10条の8第2項及び第10条の8の2第2項」に改める。
第9条中「資格の不認定」の次に「及び法第9条の16第1項の規定による射撃練習を行う資格の不認定」を加える。

第10条中「取消し」の次に「及び法第9条の16第2項の規定による認定の取消し」を加える。
第14条中「第11条第1項から第6項まで」を「第11条第1項から第7項まで」に改める。

第16条の見出し中「銃砲等」の次に「若しくは刀剣類又は準空気銃」を加える。
別表第1中「第8条第16項」を「第5条の2第1項」に改める。

別記様式第7号中備考を備考1とし、同様式備考に次のように加える。
2 教習修了証明書欄は、猟銃射撃練習資格の不認定の場合に記載する。

別記様式第8号中「第9条の10第3項」を「第9条の 第 項」に改める。
別記様式第12号中「処分に係る銃砲の」を「処分に係る銃砲等の」に、「種類」を「種別」に、「及び銃番号」を「及び特 徴」に、「銃 種」を「種 別」に、「銃 番号」を「特 徴」に改める。

別記様式第14号中「銃種」を「種別」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。